



「外国人相談窓口」日程の増設について

本市の外国籍市民は16,000人を超えており、今後も増える傾向にあることから、10月1日より、日本語を母国語としない人を対象に、相談の最も多い言語（中国語・英語・フィリピン語）の相談開設日の増設、専用電話の設置、多言語に対応するモバイル通訳機の導入を行い、相談しやすい体制を整えました。

■外国人相談の内容

家庭のこと、税金、国民健康保険、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう関係機関や専門相談員等と連携し情報提供及び相談を実施しています。

■相談体制

下記の言語・時間以外は、モバイル通訳機により対応

※印は、既存の相談体制から増やした日程

【英語】

月～水曜13時～16時※、木・金曜10時～13時※及び
第1・第③火曜9時～12時

【中国語】

月～水曜10時～13時※、木・金曜13時～16時※及び
第1・第3火曜9時～12時

【フィリピン語・タガログ語】

木曜10時～13時※及び第2・4火曜9時～12時

【スペイン語】第2火曜 9時～12時

【ベトナム語】第4金曜13時～16時

上記日程にて電話相談も可能。専用電話番号047-366-9151（相談員直通）

■相談場所

松戸市役所本館2階 相談コーナー（相談場所の変更はありません）

【問い合わせ先】

総合政策部広報広聴課広聴担当室 ☎047-366-1162